



一般電気事業託送供給約款料金算定規則
事業者設定基準届出書

北電工ネ第20号
平成25年12月26日

経済産業大臣 茂木敏充 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
取締役社長 川合克彦

別表に掲げる一般電気事業託送供給約款料金算定規則の規定により、
別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別表)

一般電気事業託送供給約款料金算定規則	
第19条第3項	送電・高圧配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

**送電・高圧配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第19条第3項関係]**

一般電気事業託送供給約款料金算定規則第19条に定められた基準託送供給料金は、以下のとおり定めることとする。

1. 料金の種類

(1) 接続送電サービス料金および予備送電サービス料金

送電・高圧配電関連設備の利用形態に応じた原価の差異を考慮して、接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を設定する。

また、接続送電サービス料金については、送電・高圧配電関連設備の利用状況を踏まえ、標準接続送電サービスのほか、これに代えて選択できる次のサービスを設定する。

[時間帯別接続送電サービス]

電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、昼間時間と夜間時間の送電・高圧配電関連設備の利用状況の差を勘案し、昼間と夜間の時間帯別に電力量料金率を定めるものとする。

[従量接続送電サービス]

自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した従量接続送電サービス料金を設定する。

(2) 夜間時間に最大需要電力が発生する場合の割引措置

電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、需要者の負荷移行の結果、1年を通じての最大需要電力が夜間時間に発生する場合には、昼間時間と夜間時間の固定費負担の差を勘案し、昼間時間の最大需要電力を上回る部分に応じて算定した割引額を、基本料金および電力量料金の合計から差し引くものとする。

2. 料金率

基準託送供給の料金率は、需要の規模に応じる基本料金と供給した電気の量に応じる電力量料金とを組み合わせた二部料金制および従量料金制により設定する。

3. 供給区域内の電気の潮流状況を改善する場合の割引額

受電地点が上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局および根室振興局の所管区域にある場合は、その潮流改善効果を評価し、当社が受電した接続供給に係る電力量に基づき算定した割引額を、接続送電サービス料金の基本料金、電力量料金および従量接続送電サービス料金の合計から差し引くものとする。